



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和 5 年10月 6 日金曜日 第449号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則.....（経営支援課）...1008

告 示

落札者等の告示（2件）.....（スマート行政推進課、消防防災安全課）...1009

鳥獣保護区の存続期間の更新.....（自然保護課）...1010

特別保護地区の指定.....（ " ）...1012

特別保護指定区域及び指定期間の指定.....（ " ）...1012

特定猟具使用禁止区域の指定.....（ " ）...1013

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（東予地方局農村整備課）...1013

指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1014

道路の区域変更（県道八幡浜保内線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）...1014

指定道路の指定.....（ " ）...1014

雑 報

環境影響評価方法書について.....（環境・ゼロカーボン推進課）...1014

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第44号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年10月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
<p>附 則 （貸付金の限度等の特例）</p> <p>5 貸付金の利率は、当該貸付金（令和 6 年 3 月31日までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあっては、別表第 2 利率の欄及び別表第 4 利率の欄中「<u>0.60パーセント</u>」とあるのは、「<u>0.60パーセント以内</u>」とする。</p> <p>別表第 2（第 3 条 第 5 条、附則第 3 項 第 5 項関係）</p>						<p>附 則 （貸付金の限度等の特例）</p> <p>5 貸付金の利率は、当該貸付金（令和 6 年 3 月31日までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあっては、別表第 2 利率の欄及び別表第 4 利率の欄中「<u>0.40パーセント</u>」とあるのは、「<u>0.40パーセント以内</u>」とする。</p> <p>別表第 2（第 3 条 第 5 条、附則第 3 項 第 5 項関係）</p>					
高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間 据 置 期 間	高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間 据 置 期 間
1 経 営革 新計 画承 画承	経営革新 計画承認グ ループ事業 を実施する	経営革新 計画承認グ ループ事業 の用に供す	整備 資金の 100分の 80（災	年0.60パ ーセント。 ただし、災	省 略	1 経 営革 新計 画承 画承	経営革新 計画承認グ ループ事業 を実施する	経営革新 計画承認グ ループ事業 の用に供す	整備 資金の 100分の 80（災	年0.40パ ーセント。 ただし、災	省 略

認 グ ル ー ブ 資 金	特定事業者 (中小企業 等経営強化 法(平成11 年法律第18 号)第2条 第5項に規 定する特定 事業者をい う。)	る土地、建 物(関連施 設を含む。 以下同様 じ。)、構 築物(関連 施設を含 む。以下同 じ。)	害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 については、 100分の 90)以 内	若しくは緊 急健康被害 等防止貸付 又は次のい ずれかに該 当する場合 については、 無利子と する。 ア~ウ 省 略		
2~9 省略						

別表第4(第3条 第5条、附則第3項 第5項関係)

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会 社、一般社 団法人等、 商工会等又 は市町(地 域産業創造 基盤整備事 業を行った ものに限 る。)	地域産業 創造基盤整 備活性化事 業の用に供 する土地、 建物、構築 物又は設備	整備 資金の 100分の 80(災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分の 90)以 内	年0.60パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 及び緊急健 康被害等防 止貸付につ いては、無 利子とす る。	省 略	
2 省 略						

認 グ ル ー ブ 資 金	特定事業者 (中小企業 等経営強化 法(平成11 年法律第18 号)第2条 第5項に規 定する特定 事業者をい う。)	る土地、建 物(関連施 設を含む。 以下同様 じ。)、構 築物(関連 施設を含 む。以下同 じ。)	害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 については、 100分の 90)以 内	若しくは緊 急健康被害 等防止貸付 又は次のい ずれかに該 当する場合 については、 無利子と する。 ア~ウ 省 略		
2~9 省略						

別表第4(第3条 第5条、附則第3項 第5項関係)

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会 社、一般社 団法人等、 商工会等又 は市町(地 域産業創造 基盤整備事 業を行った ものに限 る。)	地域産業 創造基盤整 備活性化事 業の用に供 する土地、 建物、構築 物又は設備	整備 資金の 100分の 80(災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分の 90)以 内	年0.40パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 及び緊急健 康被害等防 止貸付につ いては、無 利子とす る。	省 略	
2 省 略						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1069号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
市町業務標準化ソリューシ ョン市町展開支援業務	愛媛県企画振興部デジ タル戦略局スマート行 政推進課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和5年8月1日	株式会社ガバメイツ 愛媛県松山市三番町四 丁目9-5	149,919,000円	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条 第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第1070号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
令和5年度愛媛県消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査及び無線検査等業務 一式	愛媛県民環境部 防災局消防防災安全課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年9月13日	セントラルヘリコプターサービス株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1	86,341,200円	一般競争入札	令和5年7月18日

○愛媛県告示第1071号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和5年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
谷上山鳥獣保護区	国有林33林班南端を起点とし、ここから山道をほぼ南西に進み、国有林35林班南端を経て、更に同山道をほぼ北西に進み宝珠寺山門に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南西ないし北に進み、同山道で市道谷上山線に出る。ここから同市道をほぼ北西に進み、伊予市谷上山公園第二展望台手前で市道谷上大谷線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、下三谷に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東に進み、国有林34林班界に至り、ここから同林班界を北東に進み、ベツソ山三角点（266メートル）を経て、農道を横切り、通称茶畑谷に出て、同谷を下流に進み、伊予市と伊予郡砥部町との境界に至り、ここから国有林33林班西端に至る直線を北に進み、同端に至り、ここから同林班界を北東ないし南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで	当該区域は、皿ヶ嶺連峰県立自然公園内に位置し、広葉樹林と針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視を実施するなどにより、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。さらに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
滑床成川鳥獣保護区	宇和島市並びに北宇和郡鬼北町及び松野町所在の国有林2053から2058までの各林班、2061から2072までの各林班、2076林班並びに2077林班に、2、に3、に4、に31、に32、に41、に42及びはの各小	同 上	当該地域は林相の変化に富み、多様な鳥獣が生息していることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定

班の区域		期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい環境を及ぼすことのないよう留意する。さらに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
小田深山鳥獣保護区	喜多郡内子町内の国有林56から64までの各林班及び民有林肱川森林計画区中の小田町443林班の区域	同 上 当該区域は、内子町東端の小田深山国有林を主体とした森林地帯であり、区域中心を流れる黒川の溪流沿いなどには老齢ブナ林など貴重な原生的森林が残存しており、その一部は四国カルスト県立自然公園に指定され、区域内には森林や溪流で生活する鳥獣が生息しており、サンショウクイやクマタカなど絶滅危惧種も多数確認されるとともに、豊かな自然を求めて訪れる県民も多いことから、当該区域を鳥獣保護区に指定し、静穏な自然環境を保持する。また、定期的な巡視、指導等により、鳥獣の保護を図る。なお、鳥獣保護区の指定が有害鳥獣対策の支障とならないよう留意するとともに、有害鳥獣捕獲の適切な実施に係る指導を行う。

黒瀬ダム 鳥獣保護 区	西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋北端で雨乞谷川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、三角点(430.7メートル)に至る稜線との交点に至る。ここから同稜線をほぼ南西ないし西に進み、同三角点に至り、更に同稜線を南ないし北西に進み、同市道に出て、同市道を西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	黒瀬ダム湖周辺は落葉広葉樹が多く、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護繁殖を図る。また、定期的に巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼす行為が行われないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用を図る。	ほぼ西に進み、県道落合久万線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、国道494号に出る。ここから同国道を北東ないし南東に進み、面河ダム左岸管理道との交点に至る。ここから同管理道をほぼ南に進み、妙松隧道出口(放水口)に至る。ここから同ダムの満水位水面と森林との境界をほぼ南に進み、面河ダムえん堤を経て、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	ムを囲む地域であり、カモ類等水鳥をはじめ、ノウサギ、タヌキ、リス等多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、鳥獣保護員等による定期的な巡視を通じて、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことの無いように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。	
皿ヶ嶺三 坂峠鳥獣 保護区	松山市と上浮穴郡久万高原町との境界と国道33号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ北東に進み、引地山三角点(1,026.8メートル)に至る。ここから国有林と民有林との境界を南東ないし北東に進み、国有林30林班と国有林29林班との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、同町と東温市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、国有林29林班と国有林39林班と国有林40林班との境界の交点に至る。ここから国有林39林班と国有林40林班との境界を南東に進み、国有林と民有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、同林班ろ小班と同林班ろ小班との境界に至り、ここから同境界を北に進み、皿ヶ嶺連峰県立自然公園界に至る。ここから同公園界を北西ないし南西に進み、同国道に出て、同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該区域は、皿ヶ嶺連峰県立自然公園内に位置し、広葉樹林と針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。	須賀川ダム鳥獣保護区	宇和島市柿原の須賀川ダムえん堤南端を起点とし、ここから同えん堤を北に進み、市道須賀川ダム循環線に出て、同ダムの常時満水位の貯水線に沿って同市道を周回し、国道320号に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該地域は、カモ類を中心とした渡り鳥の重要な飛来地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、環境の保持を図るとともに、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。さらに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
笠方鳥獣 保護区	上浮穴郡久万高原町笠方の面河ダムえん堤右岸側を起点とし、面河ダム右岸管理道を	同 上	当該区域は、皿ヶ嶺連峰県立自然公園内に位置する面河ダ	白滝鳥獣保護区	大洲市長浜町白滝の市道加世山崎線と市道加屋須合田線との交点を起点とし、ここから同市道を北西に進み、市道小野長尾線との交点に至る。ここから白滝サイレン(塔)とを結ぶ直線を北東に進み、同塔に至り、ここからNHK長浜テレビ中継放送所に至る直線を北東に進み、市道大戸山線に出る。ここから同市道を北東に進み、市道大平線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、特別高压送電線長浜線との交点に至り、	同 上	当区域は、中心を流れる滝川の下流に滝と紅葉の名所として知られる「白滝公園」、上流に2つのため池を有し、これらの周辺には様々な林相の自然林や人工林が分布し、鳥獣に好適な生活環境を提供しており、サンショウクイやコノハズクなどの絶滅危惧種も多数確認されるとともに、身近な鳥獣

	<p>ここから同送電線の13鉄塔に至る直線を南東に進み、林道滝上長尾線との交点に至る。ここから同林道をほぼ南に進み、同町と旧大洲市との境界に至り、ここから同境界を南西ないし南に進み、肱川森林計画区中33林班90小班と同林班91小班との境界東端に至り、ここから同林班91、93、17、88、15、14、13及び22の各小班に接した市道滝川線と市道加世山崎線との交点に至る山道を南ないし西に進み、同交点に至る。ここから同市道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>生息地として、観光、自然観察、環境教育等に利用されていることから、当該区域を鳥獣保護区に指定し、静穏な自然環境を保持する。また、定期的な巡視、指導等により、鳥獣の保護を図る。なお、鳥獣保護区の指定が有害鳥獣対策の支障とならないよう留意する。</p>	<p>護地区</p>	<p>ち及びぬの各小班、2064林班と小班、2065林班中い、ろ、ほ及びへの各小班、2066林班ろ小班、2067林班ろ小班、2068林班ろ小班並びに2069から2071までの各林班の区域</p>	<p>15年10月31日まで</p>	<p>の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>
<p>多田鳥獣保護区</p>	<p>西予市宇和町東多田の八幡神社鳥居を起点とし、県道伊延東多田線を約100メートル西に進み、市道多田地区54号線との交点に至り、ここから同市道を約300メートル北に進み、市道多田地区53号線との交点に至り、ここから同市道を約200メートル北東に進み、同市道終点において私設林道との交点に至る。ここから同林道を約70メートル北東に進み、谷との交点に至り、ここから同谷を南東に進み、^{りょう}稜線を経て、市道多田地区20号線に出る。ここから同市道を約450メートルほぼ南に進み、県道伊延東多田線に出て、同県道を約100メートル西に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、農耕地及び住宅地を除いた区域</p>	<p>同上</p>	<p>当該地域は、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場として活用を図ることとし、定期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>	<p>黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋を経て、更に同市道をほぼ西ないし南西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川を上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北西に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>	<p>当該区域の湖水面は、トモエガモ（準絶滅危惧）が渡来する県内の主要な水面であり、カモ類の生息調査を行い、区域内の生息環境の把握に努める。また、湖水面について、特別保護地区の存続期間内のカモ類の越冬時期（10月1日から3月31日）を特別保護指定区域として指定し、動力船の使用や野外レクリエーションなどの行為規制を行い、カモ類の追い払いを防止する。ただし、ダム管理のための船舶運航等へ十分に配慮する。水質を適切に保持し、鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>

○愛媛県告示第1072号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和5年10月6日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
滑床成川鳥獣保護区特別保護地区	宇和島市所在の国有林2061林班ほ小班、2062林班中は及びの各小班、2063林班中と、	令和5年11月1日から令和	滑床溪谷周辺の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣

○愛媛県告示第1073号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項第4号の規定に基づき次のとおり特別保護指定区域を指定し、及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）第2条の規定に基づき次のとおり当該特別保護指定区域の指定期間を指定した。

令和5年10月6日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	期間
黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護指定区域	黒瀬ダム湖面	黒瀬ダムの鳥獣保護区特別保護地区の存続期間（令和5年11月1日から令和15年10月31日まで）の毎年10月1日から翌年3月31日までの期間

○愛媛県告示第1074号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月6日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
大洲青年の家特定猟具使用禁止区域	大洲市大洲の国道56号と県道大洲保内線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南に進み、市道黒木野佐来線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、沙那王神社に至る。ここから標高点（226メートル）に至る稜線を西に進み、同標高点に至り、ここから稜線を北に進み、市道下山辺5号線に通じる山道に出て、同山道及びこれに通じる同市道を北東に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで	銃器
鈍川特定猟具使用禁止区域	今治市玉川町鈍川の市道木地川本線と通称シシオチ谷筋との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み、湯の花橋を経て、更に同市道を約500メートル南に進み、鋪巻橋の手前で水源の森橋に至る遊歩道松林の道との交点に至り、ここから同遊歩道を東ないし南に進み同橋に至り、ここから同橋を渡り、同市道に出て同市道をほぼ西に進み、鋪巻橋でふれあい橋に至る遊歩道うづぎの道との交点に至り、同遊歩道をほぼ北に進み、同橋西端で通称カケ谷筋に出て、同谷筋左岸を上流に進み、林道カケ谷線と遊歩道やまぶきの道との交点に至る。ここから同遊歩道をほぼ北に進み、市道シシオチ線を横断し通称シシオチ谷筋に出て、同谷筋右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
砥部川下流・通谷池特定猟具使用禁止区域	伊予郡砥部町高尾田の重信大橋南端を起点とし、ここから重信川左岸を上流に進み、県道久谷森松停車場線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南に進み、町道高尾田宮内線との交点に至る。ここから同町道をほぼ南ないしほぼ南西に進み、愛媛県総合運動公園入口に至り、ここから同公園への進入路を北東ないしほぼ東に進み、同町と松山市との境界に至り、ここから同境界を南西ないし南東に進み、えひめこどもの城の管理道との交点に至る。ここから同管理道をほぼ南西に進み、町道通り谷東付き線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南西に進み、町道宮内久谷線との交点に至る。ここから同町道を南ないし西に進み、国道33号に出て、同国道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上

関川上特定猟具使用禁止区域	四国中央市土居町畑野の市道土居高曾根線と市道畑野旧国道線と市道阿島道線との交点を起点とし、ここから同市道並びにこれに続く農道を北西に進み、関川右岸堤防に至る。ここから同川右岸を上流に進み、北野橋南端で県道新居浜土居線を横断し、これに続く市道名北道線を上流に進み、高曾根橋南端に至る。ここから同橋を北に進み、同橋北端で同川に出て、ここから同川左岸を、市道名高曾根線と土居高曾根線並びにこれに続く農道及び、市道の場南線並びにこれに続く農道及び市道土居高曾根線を下流に進み、関川大橋北端に至り、ここから同橋を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
イナズミ特定猟具使用禁止区域	今治市大三島町宗方の県道大三島環状線と市道浜条線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、関前村鳥獣保護区界との交点で海岸線に出る。ここからその海岸線を西に進み、尾の崎を経て、更にその海岸線を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
高浜特定猟具使用禁止区域	松山市高浜六丁目の県道松山港内宮線の高浜保育園正門前を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、高浜公園を経て、更に同県道を北東に約200メートル進み、農道との交点に至り、ここから同農道を東に約100メートル進み、最初の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南東に約100メートル進み、二番目の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南東に進み、同農道終点に至る。ここから標高点（50.0メートル）に至る直線をほぼ南に進み、同標高点に至り、ここから山道を南西に進み、農道に出る。ここから起点に至る直線を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
寺尾池特定猟具使用禁止区域	西条市丹原町寺尾甲768区域一円	同上	同上

○愛媛県告示第1075号

新居浜市下泉土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月6日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新居浜市下泉土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画

書の写し

(2) 新居浜市下泉土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和5年10月12日から11月9日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第1076号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年10月6日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和5年9月28日

3 指定道路の位置

四国中央市上柏町字庄ノ森199番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 30.75メートル

(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	八幡浜保内線	八幡浜市保内町川之石1番耕地159-5から 同町川之石1番耕地72-4まで	旧	メートル 7.3~18.4	キロメートル 0.332	
			新	17.0~18.4	0.332	

○愛媛県告示第1078号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年10月6日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和5年9月28日

3 指定道路の位置

喜多郡内子町内子3601番1の一部、3602番の一部、3605番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 36.43メートル

(2) 幅員 4.00メートル

雑報

○公告

環境影響評価方法書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第5条第1項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同条例第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、同条例第7条の2第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

令和5年10月6日

住友化学株式会社

代表取締役社長 岩田圭一

株式会社イージーエス

代表取締役 加藤和宏

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 住友化学株式会社

(2) 代表者 代表取締役社長 岩田圭一

(3) 所在地 東京都中央区日本橋2丁目7番1号 東京日本橋タワー

(4) 名称 株式会社イージーエス

(5) 代表者 代表取締役 加藤和宏

(6) 所在地 愛媛県新居浜市新田町3丁目1番39号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 産業廃棄物焼却施設整備事業

(2) 種類 ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設の設置の事業

(3) 規模 1日あたりの処理能力 72t×2基

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県新居浜市惣開町5番1号

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛媛県新居浜市

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県庁環境・ゼロカーボン推進課（愛媛県松山市一番町四丁目2番（NTT愛媛ビル2棟4階））

新居浜市役所環境衛生課（愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号）

株式会社イージーエス 本社事務所（愛媛県新居浜市新田町三丁目1番39号）

(2) 縦覧期間

令和5年10月6日（金）から令和5年11月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。株式会社イージーエス本社事務所は新居浜秋祭りの10月17日～10月18日は縦覧できません。）

(3) 縦覧時間

愛媛県庁、新居浜市役所：8時30分から17時15分まで（開庁時間に準ずる）

株式会社イージーエス本社事務所：8時00分から16時45分まで

なお、方法書の電子版は住友化学株式会社ホームページ（<https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/information/assessment/>）

株式会社イージーエス ホームページ（<https://egs21.co.jp/>）において、令和5年10月6日（金）から令和5年11月6日（月）まで閲覧いただけます。

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 令和5年11月20日（月）まで

(2) 提出先 〒792-8521 愛媛県新居浜市惣開町5番1号
住友化学株式会社（担当 総務部 高田）
電話 0897-37-1711

(3) 提出方法 郵送（当日消印有効）又は縦覧・公表場所に設置された意見書箱への投函による

(4) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和5年10月20日（金）18時30分～20時00分

場所 ワクリエ新居浜リカレントルーム
（愛媛県新居浜市新田町一丁目8番56号）

(2) 日時 令和5年10月21日（土）10時30分～12時00分

場所 ワクリエ新居浜リカレントルーム
（愛媛県新居浜市新田町一丁目8番56号）